

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

| | | | |
|--------------|--|----------------|----------|
| No | 41 | 府省庁名 経済産業省 | |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ） | | |
| 要望項目名 | 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長 | | |
| 要望内容 (概要) | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 公害防止に係る法規制・基準等に対応することを目的として事業者が設置する公害防止施設（汚水又は廃液処理施設）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用期限を2年間延長する。</p> <p>・ 特例措置の内容 対象施設に係る課税標準となるべき価格に特例率（1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）を乗じて得た額を課税標準とする。</p> | | |
| 関係条文 | <p>地方税法附則第15条第2項第1号、地方税法施行令附則第11条第5項、 地方税法施行規則附則第6条第12項</p> | | |
| 減収見込額 | [初年度] - (▲234) | [平年度] - (▲570) | (単位：百万円) |
| 要望理由 | <p>(1) 政策目的 公害防止対策については、昭和40年代に比べて環境基準達成率が改善するなどの成果を収め、公害防止対策先進国として諸外国からも高い評価を得ているところであるが、新たな環境負荷物質の科学的説明等に伴い、今後も対策を講じるべき分野は数多い。また、環境に対する国民の意識の高まりにより、事業者はこれまで以上に高度な公害防止対策を講じる必要性に迫られている。このため、事業者の公害防止施設の設置に対する特例措置を講じることで、事業者の経済的負担を軽減し、公害防止設備の投資促進を図ることにより、事業者の一層の環境負荷物質低減対策を促進し、産業公害の防止及び良好な生活環境の保全を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 水質分野においては、水質総量削減、排水規制（暫定排水基準の見直し）、地下水汚染防止規制への対応、環境負荷物質に係る新たな知見に基づく環境規制の強化等により、事業者の公害防止設備投資に係る負担も上昇している。このような水質分野における環境規制の強化の動きに対応するため、企業の公害防止設備投資に係る税制上の優遇措置を行うことで、事業者の水質汚濁防止対策に対する取組を支援し、我が国の環境対策の推進及び良好な生活環境の保全を図ることが必要である。</p> | | |
| 本要望に対応する縮減案 | | | |
| ページ | | 41—1 | |

| | | |
|-----------|---|--|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | エネルギー・環境 環境 |
| | 政策の達成目標 | 環境基本法に基づく環境基準の達成及びその維持により、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 2年間の適用期限の延長を要望。 |
| | 同上の期間中の達成目標 | 第8次水質総量規制への各業界の適応、暫定排水基準適用業種の一律排水基準適用への暫時見直し、水質分野における環境負荷物質低減対策の一層の促進を行い、良好な水環境の保全を図る。 |
| 政策目標の達成状況 | 環境基本法に基づく環境基準の達成率について、生活環境項目のBOD、CODについては、昭和50年頃の環境基準達成率55%程度と比較して、平成27年度の環境基準達成率は全体で91.1%（前回要望時（H25年度。以下同じ）：87.3%）と高い水準を維持し、また、前回要望時よりも改善しており、引き続き、この状況を維持・改善していくことが求められている。 なお、閉鎖性水域の環境基準達成率については、全体水準よりも依然として低い状況となっているが、前回要望時よりも改善している。（H27年度：河川95.8%（前回要求時92.0%）、海域81.1%（同77.3%）、湖沼58.7%（同55.1%）） | |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 平成30年度（見込）：適用件数3,419件、取得価格30,678百万円、減収額234百万円 平成31年度（見込）：適用件数3,419件、取得価格30,678百万円、減収額234百万円 （経済産業省調べ） |
| | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | 水質分野の環境基準について、生活環境項目のBOD、CODについては昭和50年頃の全体の環境基準達成率は55%程度であったものの、平成27年度の環境基準達成率は91.1%となっており、水質環境の改善が行われてきた。他方で、新たな環境基準の追加等の規制強化がなされており、現状の達成率を引き続き維持していくためには、本制度の延長が必要。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | ・事業所税の課税標準の特例措置 |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | 【財政投融資】株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」 概要：中小企業事業者が水質汚濁防止等に係る施設整備を行う場合、特別利率による融資を受けることができる。（貸付限度：中小企業事業7億2千万円以内、国民生活事業7200万円以内、貸付期間：15年以内） |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | 【財政投融資】株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」 当該財政投融資は中小企業のみを対象としており、中小企業における公害防止設備導入のための資金調達の円滑化を図るものである一方、本税制は大企業・中小企業を含めた幅広い範囲の企業を対象とし、設備のランニングコストの低減に寄与するものである。 |
| | 要望の措置の妥当性 | 環境対策設備の導入は事業者が取り組むべき課題の一つであるものの、環境規制は年々厳しくなっており、その都度、事業者には設備導入等の負荷がかかる側面がある。加えて、環境対策設備の導入は幅広い業種に求められており、かつ、非収益設備であることから、環境規制の円滑な施行の観点から、税制優遇による措置が必要である。 |

| | |
|---|---|
| <p>税負担軽減措置等の適用実績</p> | <p>【過去5年間の実績】 平成25年度：適用件数5,266件、取得価額38,738百万円、減収額295百万円 平成26年度：適用件数7,363件、取得価額46,266百万円、減収額352百万円 平成27年度：適用件数6,308件、取得価格47,724百万円、減収額363百万円 平成28年度：適用件数4,087件、取得価額18,556百万円、減収額141百万円 平成29年度（見込）：適用件数3,728件、取得価額19,260百万円、減収額147百万円 （初年度ベース、経済産業省調べ）</p> |
| <p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p> | <p>公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置（地方税法附則第15条第2項）516,557,397千円（平成25年度）、501,396,644千円（平成26年度）、462,866,479千円（平成27年度）</p> |
| <p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p> | <p>水質分野の環境基準について、生活環境項目のBOD、CODについては昭和50年頃の全体の環境基準達成率は55%程度であったものの、平成27年度の環境基準達成率は91.1%となっており、また、前回要望時（87.3%）よりも改善しているなど、水質環境の改善が行われてきた。直近5年間の適用件数は年平均約5,400件程度の実績で推移しており、今後も幅広い業界において一定の設備の導入が見込まれている。</p> |
| <p>前回要望時の達成目標</p> | <p>第8次水質総量規制への各業界の適応、暫定排水基準適用業種の一律排水基準適用への暫時見直し、水質分野における環境負荷物質対策の一層の促進を行い、良好な水環境の保全を図る。</p> |
| <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ほう素・ふっ素・硝酸性窒素に係る暫定排水基準の適用業種については、暫定排水基準適用業種（工業）は、平成27年5月時点で10業種であったが、現時点までに、9業種まで暫定排水基準の適用業種を減少させている。（平成13年度には適用業種は56業種存在していた。） ・過去2年間の適用期間中の適用件数は年平均で約3,900件となっており、幅広い業界において公害防止設備の導入が進められている。 ・水質分野の環境基準について、生活環境項目のBOD、CODについては、平成27年度の環境基準達成率は91.1%と、前回要望時（87.3%）よりも改善しており、全体として水質環境の改善が進んできている。 |
| <p>これまでの要望経緯</p> | <p>昭和35年度 創設 昭和51年度 地方税法本則から同法附則に移行し、適用期限付きとなり、2年ごとの適用期限の延長を行うようになる 平成8年度 非課税から移行（非課税→1/6） 平成22年度 軽減税率引下げ（1/6→1/3） 平成26年度 軽減税率1/3を廃止し、地域決定型地方税特例措置を導入（特例率：1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）</p> |
| <p>ページ</p> | <p>41—3</p> |